

唐後半期の地方行政體系について

——特に州の直達・直下を中心として——

鄭 炳 俊

はじめに

- 一 觀察使の設置と地方行政の變化
- 二 州の直達・直下の實態
- 三 州の行政的地位と觀察使
おわりに

はじめに

唐代の地方行政體制は、安史の亂を切っ掛けに觀察使が設置されたのを境にして、前半期と後半期とに分けることができる。即ち地方行政が州―縣を軸に營まれた前半期と、州の上に觀察使が置かれ、地方行政體系が道―州―縣の三級制のような様子を呈した後半期とにである。この區分は大まかなもので、細かく検討すればさらに幾つかに分けなければならぬ。またその前と後との間に互いに共通する側面がないわけではない。しかしながら、その間に見られる地方行政の質的な變化や、地方行政を巡る狀況が大いに變わること等を考慮に入れば、觀察使の設置前後の地方行政の變化は實に大きい。

亂の最中の肅宗乾元元年（七五八）五月に管下州縣を統轄する地方最高機關たる觀察使が置かれ、唐初地方の最高行政區

劃をなしていた州は、觀察使に統轄される「支郡」若しくは「巡屬」と呼ばれる地位に轉落する。そして觀察使が本來の職權を越え行政機關としての地位を固めるにつれて、州の權限が大いに觀察使に割讓されるようになる。他方、州は依然として中央と行政的に直接關係を持ち、唐朝に直達も行なうべきであつて、この面では觀察使を抜きにして中央と繋がつてゐた。このような唐後半期の地方行政體系に關わる從來の研究を通觀すると、原則として中央と州とが直接關係を持つたという側面は時として認められつつも、その實態に關してはあまり追究されておらず、觀察使が行政機關になつたということを前提として、ただ地方行政が道—州—縣の體系で構成されてゐたと述べられるに止まつてゐる。⁽¹⁾但し中央と州とを結びつけるのに大きな役割を果たした、州の直達及び政令の州への直下に關しては、專論ではないけれども、幾つかの論考が出され、原則とは裏腹にそれが殆ど行なわれなかつたと結論附けられてゐる。⁽³⁾

ともあれ、唐後半期における中央と州との關係はそれほど重視されてゐないといふことであるが、その最大の原因は、地方行政と不可分の關係を持つ藩鎮、それも跋扈を極める藩鎮の存在に重きを置き過ぎたからである。即ち、唐朝の支配力を弱化させる役割を果たしながら、管下州縣を半ば封領化してゐた河北三鎮等の反逆の地に見える事柄が、そのまま全體に投影され、中央と諸州との關係が實際には大いに斷たれてしまつたといふ認識が強く働いたからである。しかし藩鎮といつても一概に論じることができない。⁽⁵⁾當時の藩鎮は地域的に様々な性格を現出しており、必ずしも體制からの逸脱を志したとばかりはいきれないものがある。⁽⁵⁾つづく五代を含めて藩鎮時代とも呼ぶべきこの時代の地方政治及び行政に關する研究は、こういう點に留意しながら、まさに諸藩鎮の地域的な實情に即して進められるべきであらう。

本稿は、唐後半期における州の直達及び直下の問題を再び取り上げて、何よりもそれが實際に行われてゐたことを明らかにし、それを手がかりにして當時の中央と州との直接關係、さらに地方行政體系の性格等について述べようとするものである。⁽⁶⁾そして本稿が中央と州との直接關係に主眼を置いたからには、許される限りにおいて兩者の間に於けるその他の行政的な關係にもふれてみたい。地域的には、大づかみに諸々の藩鎮を、唐朝の威令が及んだ地域と及ばなかつた地域と

に分けて考察する。まず最初に、觀察使の設置の背景、またその後の地方行政を規定した諸要因を説明しよう。

一 觀察使の設置と地方行政の變化

唐初以來、觀察使（正式には觀察處置使）の前身といふべき地方使職が頻りに派遣されていた。太宗代に全國を十道に分ち、必ずしもこの道に沿つたものではなかったが、地方行政の監察のため、時に巡察・巡撫使等の使職を派遣し、睿宗景雲二年（七一）にはその名稱を按察使と變えて、從來の差遣制とは異なる常置制とした。さらに玄宗開元二十二年（七三四）にはまた十五道に細分して採訪使（正式には採訪處置使）を置くようになったのである。その際に採訪使は各道内の要州に治してその刺史を兼ね、按察使も同じ傾向にあった。これらは次第に地方常駐の行政機關へと化しつつあったといえる。

唐朝がそのような地方使職の發達を進めるようになった要因には次の點が挙げられる。第一點は、地方最高行政機關たる州の數（三百餘）が餘りにも多すぎて、中央政府が直接統督するのに容易でないということである。第二點は、最も根本的なものとして、律令制度の破綻に伴つて引き起こされる紀綱の弛緩等、地方支配の危機を克服するためである。第三點はそういう中で、地方行政を振興しながら中央集權的な指導統轄力を強化するためである。⁽⁷⁾つまり地方使職の發達は、大勢として現實の必要性による必然的な推移だったのである。

ところで、地方使職が發達の途を辿る裏には、そうした展開に對する懸念も働いていた。それは、大きな權限を持つ地方使職の發達は、將來強力な地方支配機構、ひいては強大な地方勢力の出現を齎し、やがては唐朝から逸脱する遠心力として作用するかも知れない、という懸念であるが、その顯著な例が景雲二年に行なわれた二十四都督の設置を巡る議論である。即ち睿宗景雲二年六月に、東都と近畿州を除く天下の要地に二十四都督を置き、管内の州縣を糾察せよとしたが、都督の權任が過大で必ずや後日の弊根となるだろうという臣僚の反對により、間もなく取消され、⁽⁸⁾その代わりに按察使が設置されたのである。なお、按察使が頻りに置廢を繰り返したのも、そのような地方使職に對する懸念によつたと見

てよいであろう。

地方使職は採訪使に到り、管下州縣に對して大きな権限を持つようになった。つまり彼らは「専ら刺史の務を停する」⁽¹⁰⁾ 権限を持ち、玄宗天寶末年には黜陟使を兼任して、死罪まで決定できる官吏黜陟の專決權を掌握したりした。⁽¹¹⁾ なお、その流れに應じて州縣の採訪使との關係が徐々に強くなってきたようである。⁽¹²⁾

ところが、採訪使の段階において、地方行政の中核をなしたのは州と縣であり、使職ではなかったと考えられる。勿論十五道が純然たる地方行政區劃となつたといふことには疑いを入れないが、採訪使が純然たる行政機關となつたとは見にくいのである。採訪使は未だ州縣に對する監督の役割を擔つた中央の出先機關という性格を強く持つていて、その設置意義はいわば「刺史政治」を支えることに求めるべきである。⁽¹⁵⁾

但し、採訪使が州縣に對する強力な権限を背景に、行政機關化していったことは認められねばならない。⁽¹⁶⁾ その一つの表徴に州の直達に對する採訪使の介入がある。州の直達は州が中央に直屬することを表わすものであり、それに對する侵害は採訪使が本務を越え、中央と州との直接關係を斷ち切りながらその間に入り込んでくることを意味した。唐朝はそのような事態は食い止めようと試みる。即ち天寶九載三月に、

本と採訪使を置き、大綱を挙げしむ。若し大小必ず一人に由らば、豈能く數郡を兼理せんや。今より已後、採訪使但だ善惡を察訪し、其の大綱を挙げよ。自餘の郡務、あらゆる奏請、並びに郡守に委ねて、干及するを須いず〔唐會要〕
卷七八諸使中採訪處置使。

と、採訪使による州の直達への介入を禁止する敕を出したのである。そうした命令がどの程度貫徹されたかは確かめられないが、少なくともそのような傾向に對する牽制効果は十分發揮できたと思われる。

觀察使は採訪使の後身として置かれたものであり、律令制度の破綻の深刻化等に伴つて、採訪使より進んだ地方支配機構となつていったことは直ちに豫測される。さらに安史の亂の影響もあつて、時には唐朝の意圖を越えた展開を示すこと

になった。

安史の亂の勃發以來約二年半の間、對反亂政策として、節度使等の藩鎮が採訪使の境域たる從來の道を細分しながら土に分置され、管下州縣における財政等の行政を併せて管掌するようになった。従つて、建前においては地方支配機構が採訪使―藩鎮―州というようになったのである。が、採訪使といっても、實質的には管下の藩鎮を統轄しうる狀況にあつたのではなかつた。彼らは同じ藩鎮として互いに並立しており、採訪使は既に屋上屋に過ぎない存在になっていたのである。即ち肅宗乾元元年四月十一日に出された採訪使廢止の詔に、

近ごろ、狂寇常を亂すに緣り、道毎に節度を分置す。其の管内、徵發及び文牒、兼ねて使命の來往するに緣り、州縣、艱辛ならざるに非ず、仍お、採訪を加え、轉た益す煩擾たり。其の採訪使置かれて來のかた日久しく、諸道の點陟使と并せて、便宜に且く停す。後の當に處分あるを待て〔唐會要〕卷七八採訪處置使。

とあつて、その存在の意義がなくなつたのみならず、かえつて地方行政を亂すものになつていたことがわかる。そこで同年五月改めて置かれたのが觀察使であつた。

觀察使の本來の職務は州縣を監察乃至監督し、刺史以下の州縣官の考課を査定することであり、その點、從來の採訪使と殆ど變わりがなかつた。ところが觀察使は採訪使より確固たる地位を獲得していた。それは觀察使が平均五、六の州を管轄することにより、管下州縣に對する統轄力をより強めるようになったからでもあるが、何よりも地方政治の狀況が大きく變つたことに起因する。とりわけ觀察使を兼ねる藩鎮の擡頭はその最も大きな變化である。藩鎮は軍事面で州を指揮下に置き、強い統制力を發揮していたが、さらに管下の州縣等に鎮を設け、部下の將校を鎮將に任命して州縣官に壓力を掛けていた。⁽¹⁷⁾これらが州縣の行政に對する觀察使の統轄力を増大させたことは想像に難くない。まして藩鎮は、河北三鎮等の典型的な反逆の地の藩鎮を筆頭に、ともすれば唐朝に對して自立の姿勢を見せ、州に對する支配權の伸張を求め續ける性格を持つものであつた。

そのような地方支配機構としての觀察使が出現してから、「縣、州を畏れ、州、（觀察）使を畏る」という事態が招かれ、その結果、觀察使が法規を越え地方行政を亂す場合も少なくなかった。州縣に對する觀察使の不法行爲は、地方支配體制を搖るがすのみならず、藩鎮權力の不當な強大化にも連なるので、藩鎮の跋扈に悩まされていた唐朝にとっては、決して見逃すことのできないものであり、極力それに齒止めを掛けようとした。例えば、代宗永泰元年十二月の「聞くが如くんば、諸州、本道の觀察・節度使の牒を承け、百姓を徵科す。人戸の彫弊、職より此に之れ繇る。今より以後、切に宜しく禁斷すべし」⁽¹⁹⁾や、同大曆十二年五月の「刺史、故闕有るも、使司、差攝を得ず、但だ上佐をして州事を知せしめよ」⁽²⁰⁾や、穆宗長慶元年正月辛丑の「觀察使、事格敕に乖かば、刺史、輒ち受くるを得ず」⁽²¹⁾という命令にそれが表れている。しかし觀察使による州政への侵害は唐朝が藩鎮を完全に抑えない限り、究極的には根絶されないのであつて、唐朝にそれを望むべくもなかった。ただ唐朝と藩鎮、雙方の力關係によつてその程度は上下した⁽²²⁾。

さて、地方行政は安史の亂を境に大きな動搖を見せ續けた。まず擧げるべきものに州縣官の空席、官吏の紀綱の弛緩等があるが、紀綱の弛緩に便乘した官吏の腐敗及び法規の紊亂は殊に目立ったものである。即ち、

兵興りてより以後、經費充たず、是に於いて徵斂多名なり、且つ恆數無し。貪吏横恣にして、因緣姦を爲し、法令檢制を得ること莫く、丞庶告訴を知らず（『通典』卷七食貨七）。

聞くが如くんば、州縣の官、比來意に率つて恣に粗杖を行い、格令に依らず、殞斃せしむるを致し、深く哀傷す可し（『舊唐書』卷二一代宗紀大曆四年七月）。

等の例が擧げられ、「法令檢制を得ること莫し」というのは特にその深刻さを物語っている。さらに唐朝にとつて焦眉の急だったのは州縣官による財政上の不法行爲であつた。周知のように後期唐朝は、軍事費等のために夥しい財政負擔を抱えており、また「財政國家」⁽²⁴⁾ともいえるほど財政を大いに重視する政策を取っていた。従つて唐朝は自らの支えとして直接徵稅の任に當たる州縣の財政における不法行爲に對しては最も積極的な姿勢で取り組んでいた。例えば、

元和二年正月、度支に制すらく、如し刺史留州の數内に於いて、妄りに減削し、及び非理に破使すること有らば、觀察使に委ねて風聞して按學せしめ、必ず當に料加量貶して、以て列城を誡むべし（『唐會要』卷六八刺史上）。

比來、州縣多く戸を定めず、貧富變易し、遂に不均を成し、前後制敕頻りに處分有り。聞くが如くんば、長吏盡くは遵行せず、宜しく觀察使に委ねて刺史・縣令と商量して、三年に一たび定め、必ず均平ならしむべし（『文苑英華』卷四三二翰林制詔「元和十四年七月二十三日上尊號敕」）。

等と、刺史が妄りに税額を削減したりそれを流用したり、または州縣が徵税過程に缺かせない戸第の制定を怠っていることに對して、觀察使にその按學を命じている。さらに、恣意的な法外の徵税も盛んに行なわれ、民を疲弊させていたので、

（元和）六年二月制すらく、兩税を定めてより以來、刺史、戸口の増減を以て其の殿最と爲し、故に戸を析いて以て虚數を張り、或いは産を分かちて以て戸名に繋け、兼ねて浮客を招引して用って増益と爲すもの有り。……觀察使嚴しく訪察を加え、必ず實を指さしむべし、と（『唐會要』卷八四雜錄）。

武宗會昌元年正月制して曰く、……聞くが如くんば、近年長吏、條法に遵わず、分外に徵求し、力農の夫をして轉た困弊を加えしむるを致し、亦た歲毎に官を差して巡簡すること有り、勞擾頗る深し。……仍お本道の觀察使に委ねて、年毎に秋成の時に、管内の墾闢せる田地の頃畝、及び合に徵すべき上供・留州・（留）使の斛斗の數を具して、分折（析）して聞奏せしむ。數外に人戸の斛斗を剩納すること有らば、刺史以下、并せて節級もて重く懲貶を加え、觀察使、奏して進止を聽くべし。仍お出使の郎官御史及び度支・鹽鐵知院官をして訪察して聞奏せしむ、と（『冊府元龜』卷四八八邦計部賦税二）。

等と、觀察使等を通じてその弊害を防ごうともしている。

ここで注目されるのは、唐朝が地方行政上における危機状況を克服するために、多くの場合、州縣政に對する按學及び

訪察等を觀察使に依存しているということである。觀察使は専ら州縣を監督するために設けられたものであったので、そうしたことは一見して當然のことかも知れない。しかし一面において觀察使が唐朝に反旗を翻しかねない藩鎮でもあったことを忘れてはなるまい。藩鎮が唐朝の支配體制に分裂的傾向をもたらし、また唐朝がその對策に苦心していたのは、今さらここで論ずるまでもないであらう。この點からすれば、唐朝は觀察使の權力伸張を抑えるべき立場にあり、實際においてもそのための施策を懸命に推進していた。しかし唐朝は地方行政の監督等を觀察使に任せており、その權限の伸張をも助長していたのである。つまり唐朝としては、觀察使の持つ有效的側面に期待せざるを得なかったのであって、従って「節度・觀察・都防禦使等、朕の腹心なり」、「觀察(使)・刺史の任、切なり」、「國命の重、寄せらるること方鎮に在り」、「觀察使、國家の休戚を同じくす」等の期待感を時々表明しながら、⁽²⁵⁾ 彼らのあるべき姿、擔うべきその役割を盡くすように呼び掛けていたのである。

こうした状況は觀察使が行政的な役割を獲得するのにも大きく作用した。いいかえれば唐朝自體が觀察使の行政機關化を推進する擔い手でもあったということである。先の引用例にも見えるように、觀察使は刺史・縣令とともに戸第の制定に携わり、または管内州縣の墾田及び上供・留使・留州の斛斗の數を報告するようになったのである。

觀察使の設置による州の地位の格下げ等、地方行政の變化を象徴的に表すものに朝集使の廢止がある。朝集使は各州から派遣される毎年恆例の使節として上京し、考課の報告、貢物、貢士の獻上、正月の朝儀參列等の任務を持ち、さらに皇帝に對面すれば州政に關する直達を行なう任にも當たった。朝集使は、亂中の肅宗乾元元年六月に臨時停止され、以後二十餘年間召集されなかったが、德宗大曆十四年六月や同年七月における曲折をへて、⁽²⁷⁾ 翌年の建中元年三月に出された召集の詔⁽²⁸⁾敕により、同年十一月に百七十三の州府から朝集使が上京するようになる。⁽²⁹⁾ その時は朝集使を唐初のように定期的に召集しようとしていたと見え、朝集使のための宿舍を新たに作らせている。即ち建中元年十二月にその宿舍を州の裁量で作らせ、⁽³⁰⁾ また翌年五月には前年の方針を變え、それに官宅を分配することにして⁽³¹⁾ いる。

地方行政や情勢が頗る變わっていたにもかかわらず、二十餘年間召集されなかった朝集使を上京させたのは、何よりも藩鎮対策の一環のためである。抑藩振朝に大きな意欲を示していた德宗にとって、州に對する統轄力を強めながら分權的姿勢を見せていた藩鎮を制壓するために、州に對する直接支配力の回復は欠かせない重要事であった。

しかし建中二年七月にまた朝集使を一年停止する敕が出される⁽³²⁾。但し、州の貢物と、州が薦送する貢士の文解等は、功曹・司功參軍に任せて長安に送るようにした。それ以後は、貞元三年三月に當年の朝集使を停止したのを除けば、朝集使に關する記事が殆ど見えなくなり、事實上廢止されたと考えられる⁽³⁴⁾。

それでは、以後朝集使を召集しようとする動きが全く見えなくなるのは何故であろうか。建中初の藩鎮討伐政策が失敗を喫し、藩鎮の激しい跋扈を引き起こした德宗代はともかく、反逆の藩鎮の討伐に功を奏し、藩鎮の抑制に成功した憲宗代に、朝集使を召集しようと思ひなかつたのは、唐朝の姿勢に何らかの變化が生じたことを物語る。それはつまり、藩鎮の跋扈が影をひそめると、藩鎮權力の削減を圖るための朝集使の意義は殆どなくなつたからであらう。

そうした朝集使の廢止から見れば、憲宗の地方行政體制に對する改革というのも、建中初に見えるような唐初への復歸を試みたものではないと思われる。周知のように、憲宗は反逆の藩鎮に對する討伐と同時に、地方行政に關連して二回の重要な改革を行なつた。一つは財政上の改革として元和四年に斷行された⁽³⁵⁾。即ち、使府（節度使または觀察使の治州）の上供をやめ、支郡の送使を上供に振向けたことである。從來州の稅收は上供・送使・留州の三部分に分け、中央・藩鎮・州のそれぞれの用に充てられていた。憲宗はそれを改め、藩費は原則として會府だけで賄い、不足があつた時に、始めて支郡に求めることにした。そして支郡からの送使額は上供に加えることにしたのである。もう一つは軍事上の改革として元和十四年になされた。即ち從來支郡に設けられた外鎮軍をその駐屯地の刺史の統率下に置くことにしたのである⁽³⁶⁾。これらの二つの改革の目的は、何れも藩帥の財政的及び軍事的集中を阻止することにあるが、見方を変えれば、これは中央―刺史の支配系統を維持強化するという原則に立っていた⁽³⁷⁾。こうした改革が行なわれたのは、つまり律令制度の破綻に相應じ

て中央支配力の強化を擔うために發達を遂げてきた地方使職が、中央と州との間を遮斷しながら、その擔うべき役割を逸脱して、逆に分權的傾向を強め唐朝の支配力を弱體化させる主體にもなっていた事態に對應するためであった。この改革により、藩鎮の軍事的・財政的基盤が弱まり、唐朝に對する跋扈の危険性は大いに減じた。

しかし先に見たように、唐朝が地方使職の役割に期待をかけていたのも確かであり、憲宗の改革というのも、觀察使らを持つ有効的な側面を完全には否定せず、それを利用する餘地を残したまま行なわれたと見るべきである。つまり憲宗の改革の意義は、徳宗の改革の企圖⁽³⁸⁾と違って、從來の地方行政體制と新たな情勢の展開とともに考慮に入れながら、その接點を摸索した性格を持つものである⁽³⁹⁾。そのような政策の變化は次に述べる州の直達及び直下に對する唐朝の施策にも緊密に関わってくる。

二 州の直達・直下の實態

まず唐後半期における州の直達及び州に對する直下の存在を否認する一般的な説の最も重要な根據をなす史料を見ておこう。『資治通鑑』卷二七三後唐紀莊宗同光二年の條に、

多十月辛未、天平節度使李存勗・平盧節度使符習言えらく、屬州多く直ちに租庸使の帖を奉ずると稱して公事を指揮す。使司殊に知らずして、規程を紊すこと有り、と。租庸使奏すらく、近ごろ例として皆直下す、と。敕すらく、朝廷の故事、制敕は支郡に下さず。牧守奏陳を専らにせず。今兩道の奏する所は、乃ち本朝の舊規なり。租庸の陳ぶる所は、是れ僞廷の近事なり。今より支郡は進奉に非ざる自りは、皆本道の騰奏を須い、租庸の徵催も亦た須らく觀察使に牒すべし、と。此の敕有りと雖も、竟に行われず。

とあり、また『新五代史』卷二六孔謙傳にも同じ事實を傳えて、

故事、觀察使の治する所の屬州の事、皆專達を得ず、上の賦調する所、亦た觀察使に下して之を行う。而して（孔）

謙直ちに租庸の帖を以て諸州を調發し、觀察に關せず。觀察使、交章し論理して、以謂らく、制敕支郡に下さず、刺史奏事を専らにせざること、唐制なり。租庸の直帖すること、僞梁の弊に沿い、法と爲すべからず。今唐運中興し、舊制に還すことを願う、と。詔して其の請に従うも、謙は詔を奉ぜず、卒に直帖を行う。

と見える。この兩記事によれば、唐代において州の直達及び直下が行なわれる餘地は殆どなかったということになる。しかし後の検討でわかるように、右の兩記事には多少誇張が入っており、そのままでは信じ難いものがある。⁽⁴⁰⁾ 州の直達・直下の實態は特定の記事にとらわれるよりも、實際の狀況を検討してこそ、その全貌が明らかになると思う。

それでは州の直達に關する原則から見よう。唐後半期において州が直達を行なうべきであったのはよく指摘されているところであるが、それは何よりも唐朝が時折州に對して直奏を申明していることにより看取される。これらの申明を時代順に並べれば、

A 貞元四年正月一日敕文、……あらゆる州事の巨細、聞奏することを聽す(『唐會要』卷六九都督刺史已下雜錄)。

B (元和)十二年四月敕すらく、今より已後、刺史、如し利病の言う可きこと有らば、皆時節を限らず、自ら上表して聞奏するに任せ、節度・觀察使に申報するを須いず(『唐會要』卷六八刺史上)。

C (長慶四年正月一日)今、兵革甫めて寧んじ、典常未だ擧がらず、至理に慙ずと雖も、小康と謂う可し、唯だ虞るらくは水旱もて黎元は重困し、公私の蓄積、頗る未だ豊かならざること有らんことを。宜しく諸道の觀察使・刺史をして、各々當處の利害、其の弊事の革む可きもの、人に便有る者を具して、并せて何の術もて以て漸く富庶を致す可きやを言いて、驛に附して以て聞すべし。亦た專使を用いて闕に詣り、以て煩費を爲さざるべし(『文苑英華』卷四三七翰林制詔「朝元御正殿德音」)。

D (太和)三年十一月甲午、……刺史憂いを分け、以て專達を得、事に違法有らば、觀察使然る後に擧奏すべし(『冊府元龜』卷九〇帝王部赦宥九)。

E 宣宗大中四年正月詔して曰く、……人に利して舉行す可き者有り、物に害して革去す可き者有り、並びに所任（在？）の縣令・錄事參軍に委ねて、備さに刺史に論列して、具して以て上聞すべし（『冊府元龜』卷一五五帝王部督吏）。

F （大中六年）十二月、中書門下奏すらく、……今請うらくは、觀察使・刺史、到任して一年なれば、即ち悉く釐革、制置の諸色公事を具して、逐件に分析して聞奏し、並びに中書門下に申せよ。……と。敕旨、……並びに奏する所に依れ、と（『唐會要』卷六九刺史下）。

等がある。これらは表現や内容において各々少し異なっているが、主旨は、州政に利害がある場合に、刺史らは觀察使を介さず直達を行なうべしということで一貫している。州の利害等に關する直達は法規的に義務附けられていたのである。そして唐朝が特定の事項に對して詔敕を出す時に、各州にその聞奏を命じる例が數多く見えているが、これまた州の直達に屬するものである。その幾つかを見れば、

乾元二年九月詔して曰く、……其れ天下の縣令、各々本州府の長官に仰ぎ、審らかに詳擇を加えて、如し衰耄暗弱、或いは貪財縱暴にして、時政に閑わずして、人に害を爲すこと有らば、並びに名を具して錄奏し、即ち改替を與えよ。其の才職相い當る者、並びに舊に依り奏定すべし（『冊府元龜』卷六九帝王部審官）。

貞元四年正月一日敕文。……如し刺史關かば、上佐は當日に聞奏し、并せて中書門下省に牒報せよ（『唐會要』卷六九都督刺史已下雜錄）。

（開成）五年三月、戸部侍郎崔龜奏すらく、天下州府の應に戸部に管係すべき諸色斛斗、今より已後、刺史・觀察使の除授され、到任して交割して後、並びに須く分析して聞奏すべし、と。敕旨、宜しく依るべし、と（『唐會要』卷五八尙書省諸司中戸部侍郎）。

等がある。

それでは實際に州はどの程度直達を行なっていたのであろうか。その實態を、これから事例に即して見てゆくが、便宜

上民政・財政・その他に分けよう。まず民政の面である。灌漑水路の開鑿や驛の移動に關して、

長慶二年、溫造、朗州刺史と爲り、奏して後鄉渠九十七里を開いて、溉田二千頃なり。郡人之を利とし、名づけて右史渠と爲す（『唐會要』卷八九疏鑿利人）。

太和二年二月、鄭州刺史楊歸厚奏すらく、當州郭下の管城、州城内に置在せず、使命往來するに、出入便に非ず。伏して請うらくは、汝州の例に准り、城西に驛路（をおかん）、と。敕旨、宜しく依るべし、と（『唐會要』卷八六道路）。

（太和二年）其の年、定州奏すらく、當管の白石嶺の南路、官驛險峻なり、易州の西の紫荆嶺路に移して修置せんことを請う、と。之に従う（同右）。

等があり、州内官吏の犯罪に對する告發・劾奏に關して、

貞元十二年五月、信州刺史姚驥、員外司馬盧南史の贓犯を擧奏す（『唐會要』卷五九尙書省諸司下刑部員外郎）。

元和の初め、婺州大いに旱して、人餓え死し、戸口十の七、八を亡す。公（王仲舒をいう）居ること五年にして、完富初めの如し。羣吏を按劾して、其の贓罪を奏す。州部清整なり（『韓昌黎集』卷三三「故江南西道觀察使贈左散騎常侍太原王公墓誌銘」）。

等がある。また州が管下縣における官職の復置等を求め直奏したものもあって、

（貞元八年）十二月、汝州奏すらく、七縣更に尉一員を量復せん、と。奏に依る（『唐會要』卷六九州府及縣加減官）。

（開成二年秋七月甲申）鄆州奏すらく、當州先に天平・平陰の兩縣を廢す。平陰縣を復置して、以て盜賊を制せんことを請う、と。之に従う（『舊唐書』卷一七下文宗紀下）。

等が擧げられる。なお州が管内で起つた災害を直達したものに、

（元和十一年）九月丁卯、饒州奏すらく、浮梁・樂平の二縣、五月の内に暴雨水溢して、四千七百戸を失い、溺死せる者一百七十人なり、と（『舊唐書』卷一五憲宗紀下）。

(太和八年十一月) 壬子、潞州奏すらく、清流等の三縣、四月に雨ふりて六月に至り、諸山に洪水を發して、漂溺せる戸、萬三千八百なり、と『舊唐書』卷一七下文宗紀下)。

等がある。

次は財政の面であるが、徵稅過程において、州が獨自にその減免等で直奏を行なう場合があった。例えば貞元十二年十月に潞州刺史の崔衍が管内の徵稅減免を上奏したことがある。即ち、

所部多く是れ山田なり、且つ郵傳の衝要に當り、屬歲稔らず、頗る流離有り、舊額の賦租、特に蠲減を乞う『唐會要』卷八三租稅上)。

とある。他に、兩稅法が施行される以前に行われたものとしては、廣德二年に道州刺史の元結が二回にわたって行なっており、以後のものとしては、長慶二年に江州刺史の李渤が兩稅の徵稅減免のために上奏している。⁽⁴²⁾

常平・義倉の使用については少し詳しく見てみたい。常平・義倉は安史の亂後大いに廢れ、その實質的運用がなされたのは、憲宗元和年間から文宗開成年間に至る、ただだか三十數年間を中心とする時期であるといわれる。⁽⁴³⁾ところでその再建を圖る元和元年の制は、州が使用を必要とする時、その「速奏」を命じている。

元和元年正月制すらく、……應ゆる天下の州府毎年稅する所の地子數内、宜しく十分に二分を取りて、均しく常平倉及び義倉に充つべし。仍お、各々、穩便を逐いて收貯し、時を以て出糶す。務め、人を救うに在り。賑貸の宜しき所、速やかに奏せよ、と『舊唐書』卷四九食貨志下)。

こうした速奏という規定が附けられたのは、それが天災等の緊急時に備え、機敏や迅速を要する場合が多かったからである。引き續き見える、

(元和)十三年正月、戸部侍郎孟簡奏すらく、天下の州府の常平・義倉等の斛斗は、請うらくは、舊例に準りて、估を減じて出糶し、但だ石數を以て奏申し、有司更に收管せず。州縣、專達するを得、以て百姓を利せん、と。之に従

う（『舊唐書』卷四九食貨志下）。

（長慶四年）三月制して曰く、義倉の制、其の来るや日久し。近歲、所在にて盜用没入し、使し小か水旱有らば、生人座ろに溝壑に委てらるるを致す。永く言うに、其の弊、職より此に之れ由る。宜しく諸州の錄事參軍をして、専ら勾當を主らしむべし。苟も長吏に迫制せらるれば、即ち驛表して上聞するを許す（同右）。

といった例は、唐朝が精力的にその再建に努力したことを表すが、裏を返せば、直達が行なわれていない状況を物語っているともいえる。しかし州が常平・義倉に關連して直達を行っていたことは紛れもない。というのは、白居易が德宗貞元十八年に作った判に、某州が奏請はしたものの、その決裁が下らない内に、管内百姓に賑給したので追及されたことが見えており、劉禹錫が蘇州刺史になってから、一箇月目の文宗太和六年三月に、前年の災害の事情を具えその處置を求める奏論をしようとしたところ、朝廷から賜物が降ったという記事等が見えるからである。

州政とは直接關係のない事項に對して、州が直達を行なった場合もある。州内に神異が起った時や、州内に德を祝う石記を刊する時に州が上奏した例として、

龍州刺史尉遲銳上言すらく、牛心山、素より神異を稱し、掘斷せる處有り、補塞を加えんことを請う、と。之に従う。數萬人を絶險の地に役し、東川、之がために疲弊す（『資治通鑑』卷二四三穆宗紀長慶四年八月）。

憲宗方に兵を用いんとし、（張）仲方の深く其の事を言うを惡んで、怒り甚だしく、貶めて遂州司馬と爲し、……鄭州刺史を拜す。滎陽の大海佛寺に、高祖隋の鄭州刺史たりし日、太宗の疾のために福を此の寺に祈り、石像一軀を造り、凡そ十六字を刊勒して以て之を誌す有り。歳久しくして剝缺し、滎陽令の李光慶重ねて修飾を加え、仲方再び石を刊して之を記して以て聞す（『舊唐書』卷一七一張仲方傳）。

等が見える。

州の直達を實行させようとする唐朝の努力に對する州の反應、及び州が直達を行なう時にどのような傳達方式を取った

かを窺わせる史料として、劉禹錫が夔州刺史になった時に行なった二回の直奏がある。即ちまず彼が穆宗長慶三年十一月七日に奉呈した「夔州論利害表」に、

臣某言うならく、伏して元和十二年四月十八日（赦）敕に準るに、諸州の刺史、如し利害の言う可き者有らば、時節を限らず、自ら上表して聞奏するに任せよ、とあり。……謹んで敕に準りて利害及び當州の公務を上り、各々別狀を具して以て聞す。……謹んで當州の軍事衙官守易州安義府別將員外置同正員雲騎尉馮隨を差して、謹んで表を奉って以て聞す（『劉禹錫集』卷一四表章四）。

とあり、先に挙げた史料Bの元和十二年四月（十八日）の敕に従って、當州の利害等に對する直奏を行ない、またそのために專使として軍事衙官を遣わしている。これで州の直達に對する唐朝の申明がある程度效力を發揮していたことがわかるが、とくに州がその傳達のために專使を派遣しているのは注目に値する。刺史が任地に着任してから皇帝にその任命に感謝する「謝上表」を送る時にも、軍事衙官等の軍職を專使としてよく派遣した。⁽⁴⁶⁾劉禹錫は長慶四年五月十四日にも「夔州論利害表二」を奉って、再び當州の利害を陳べるが、今度は、

臣某言うならく、伏して今年正月五（一？）日の德音に準るに、宜しく諸道の觀察使・刺史をして各々當處の利害を具し、驛に附して以て聞せよ、とあり。……臣虔んで詔旨を奉って、蒸黎に宣示せん。伏して以えらく、華夏不同なり、土宜各々異なる。詳しく利病を求めて、謹んで具して奏聞す（『劉禹錫集』卷一四表章四）。

と、史料Cの同年正月一日の詔敕に従って、州内の利害に關する表を作り、それを驛に附して送っている。史料CはBと異なり、專使の派遣を禁止しているが、この傳達方式はそのまま持續されたと推測される。

以上、州の直達の実施状況を見てきたが、これらがそのすべてではないであろう。とくに唐朝の特定の命令に従う州の直達が、むしろ州の自發的な直達よりもよく行われていたはずにもかかわらず、殆ど見られないのは、記録が偏っていることによるのであろう。ともあれ、唐後半期において州の直達はある程度行なわれており、それも地方行政の全般にわた

っていたことがわかった。

とはいっても、唐後半期において州の直達が唐朝の期待する通り行なわれていたとは限らない。州の直達を阻む種々の要因があった。第一は觀察使による妨害である。これについては既によく論じられており、⁽⁴⁷⁾ここで改めて述べる必要はないが、その要點を記しておく。即ち、觀察使は州の直達權を抑え、彼に申報させ、彼の手を経て唐朝に取り次ぐこととし、州はそのような抑壓に屈伏し甘受せざるを得なかったというものである。第二は、州が直達の代わりに自ら州政を觀察使に仰いだことである。觀察使は州に對する強い統轄力を持ち、彼の意志は地方行政に多くの影響を及ぼしていた。⁽⁴⁸⁾そして刺史が觀察使に背いて、被害をこうむる場合も少なくなかった。⁽⁴⁹⁾それでは、州が觀察使の方針をはずれ、獨自在州政を布くのはなかなか難しい。州の施政活動の範圍は萎縮を餘儀なくされ、州の直達も大いに減少した。それをよく表すのが『白居易集』卷六三策林二の三四牧宰考課の項である。即ち、

今、縣宰の權、制を州牧に受け、州牧の政、則を使司に取る。迭に相い拘持し、敢えて專達せず。

とあって、州が州政を多く觀察使の方針に則って營み、州が直達を行なおうとしても敢えて行ないにくい状況にあったのである。第三は州の姑息及び因循によるものである。宣宗大中四年正月に州の直達を促すために、縣令及び錄事參軍をして州縣の利害を記し刺史に報告させ、また刺史にそれを直達するようにしたことがある（史料E）が、その命令に續いて、

中書門下に委ねて、事件に據りて觀察使に下し、詳言して列奏し、當に改更を與うべし。各々便安に従い、自ら當に蘇息すべし。如し或いは官に在りて因循して擧げず、後來の者、以て利害を申明すること無く、較然として違慢見る可きあらば、當に重く懲罰を加うべし。仍お、更に、縣令・錄事參軍を授くるを得ず。刺史は中書門下に委ねて名を具して奏聞せしめ、別に殿責を議せしめよ。

とあって、刺史・錄事參軍・縣令等がそうした州縣の利害に對する直達活動に姑息・因循する時は、重い處罰を負わせるという警告を發している。州の直達は中央からの督促がなければ、なかなか行われない状態に陥っていたのである。⁽⁵⁰⁾第四

は考課の付け方などに起因するものである。刺史は主に「戸口の増減」により殿最が決められていた。⁽⁵¹⁾ 州内に災害による戸口の減少が起った際に、刺史がそれを素直に上奏しない場合が多かったのもそのためであった。即ち武宗會昌元年正月の制を見れば、

諸道、頻りに災沴に遭うも、州縣申奏をなさず、百姓は輸納辨ぜずして、多く逃移有り。長史(吏?)、在官の時に人戸の破失を懼れ、或いは正税を免れるに務め、料錢を減尅することを恐る(『冊府元龜』卷四九五邦計部田制)。

とあり、州が災害に遭ってもその責任を恐れ、被害の状況等に對する申奏を行なっていないのがわかる。第五は、後述のように觀察使が既に行政機關となり、州の代わりに州縣政に關する上奏等を行なっていたことである。

州の直達は法規的にも次第に縮小の方向に向っていた。それは觀察使が唐朝により規制を受けながらも、體制内において制度的に行政機關たる資格を獲得する過程と相應するものである。その縮小の實態を見よう。文宗太和七年(八三三)七月に、刺史が州を離任してから一箇月後、上佐及び錄事參軍をして、離任した刺史の功績を調べ錄奏せしむるようになったが、その時、上奏に先立って觀察使に申しその當否に對する檢問を受け、また觀察判官と連署することを命じた。即ち、中書門下奏すらく、……伏して請うらくは、今より已後、刺史替代を得、郡を去ること一箇月の後を待ち、州の上佐及び錄事參軍に委知して、各々諸縣に下して、耆老百姓等の狀を取らしめよ。如し興利・除害し、惠民生に及び、廉潔にして公を奉じ、風教を肅清する者有らば、各々事實を具して、本道の觀察使に申して檢勘して實を得しめ、具さに事條を以て錄奏せしめ、少しも文飾を爲すを得ずして、其の薦狀は仍お觀察使判官と連署せしむ。……と。敕旨、奏に依るべし、と(『唐會要』卷六八刺史上)。

と。こうした處置は特定の事項に限るものではあるが、州の直達に對する唐朝の基本方針から見て、特記すべきものである。武宗會昌五年(八四五)八月に到り、諸州が元日・端午・冬至・重陽等の四節の時に恆例として朝廷に送る賀表⁽⁵²⁾の傳達方式を改めるように、御史臺が次のような上奏を行った。即ち、

應ゆる諸道管内の州の合に進むべき元日・冬至・端午・重陽等の四節の賀表、今より已後、其の管内の州は並びに仰いで當道の專使に付して發遣し、仍お時に及びて催促して同に到れ（『唐會要』卷二六賡表例）。

と、從來諸州が各自に送っていた賀表を、觀察使の專使を通じて發送させるように請うものである。御史臺がそのような改變を求めたのは、州がそのために使者を遣わす時に生じる驛の負擔等の弊害を優先して考慮したからであらうが、州の地位に對する認識の變化、及び州の直達の變化という狀況と無關係でないであらう。唐後半期において、州は元旦等の四節の時に送る賀表を始めとして、様々な表を唐朝に奉っていた。例えば、刺史が新たに任命され任地に到着して皇帝に送る謝上表もそうであるが、朝廷に慶賀、または哀悼すべき事柄があるたびに賀表や哀表等を送っていた。⁵³ それらは州が觀察使を抜きにして唐朝に直接關係する一つの表徴でもあるが、その代表的な四節の時の賀表が觀察使を通じて送るよう⁵⁴に御史臺により要請されたのである。それは州がその賀表等を必ずしも直接に送るべき必要や意義がなくなつたという認識に立つて行なわれたものであり、それだけ唐朝と州との直接關係の意義もなくなつていたことを表すと思われる。但し右の御史臺の上奏に對して唐朝がどのように處置したかは確認されない。⁵⁴ その後、宣宗大中元年（八四七）正月には、さらに、

其（縣令）の授替の後、刺史・錄事參軍に委ねて等第を比量して、觀察使に申し、便ち本判官と勘覆して、實に詣りて申奏すべし（『唐會要』卷六九縣令）。

という敕が出され、縣令が交替すれば、州はその實績に對する等級をつけ、觀察使に申し觀察判官とその當否を確認してから、申奏するように定められた。さらにその二年後の大中三年二月には、州の直達到大きな影響を齎す詔敕が出される。即ち刺史が州に就任してから改革すべきことがあれば、先に觀察使に申しその利害を判官と協議して施行に移るようにしたのである。

中書門下奏すらく、諸州の刺史郡に到り、條流有らば、須く先に觀察使に申し、本判官と利害を商量して、皎然と分

明なれば、即ち施行を許すべし。如し本と是れ前政物に利し公に徇う事ならば、輒ち移改を許すを得ず。勾當を存せず、前に踵ぎ因循すれば、判官は重く殿責を加え、觀察使は進止を聴くべし。仍お出使の郎官御史に委ねて、常に切に詢訪して舉察せしむべし、と。敕旨、奏に依るべし、と（『唐會要』卷六九刺史下）。

これは、從來州の直達權に部分的な制限を設けてはいたものの、基本的に州の直達の實行を推進していた方針を變え、逆に唐朝が州の直達權を否定する性格を持つものであるといえる。

その後、唐朝が前の方針を翻して改めて州の直達を申明したこともある。即ち史料 E・F の大中四年正月及び同六年十二月の詔敕がそれであるが、これは唐朝が州の直達に對して一貫した政策を持っていなかったことを表す。しかし大中三年二月の處置以後、州の直達が行われない大勢に決まり、後戻りすることはなかったと思われる。というのは、先の『資治通鑑』及び『新五代史』の、州が直達を行わないのが大唐以來の舊制なりという記事から見て、少なくとも唐朝が滅ぶまでは州からの直達が始と消滅し、⁽⁵⁵⁾またそれが慣例化していたと見られるからである。

ところが、唐末においても唐朝が依然として州に特定の事項に關する直達を命じていたことを見逃してはならない。例えば、

其の咸通十年已前の欠負する所の兩稅錢米等、百姓の腹内に在りて徵收上がらざる者は、前年十一月十二日の敕書已に放免せり。仍お州府に委ねて速やかに檢勘して蠲放し、分析して聞奏すべし（『唐大詔令集』卷七一「乾符二年南郊赦」）。

逋者、⁽⁵⁶⁾賊寇京師を傾陷し、中外の臣寮或いは屠害に遭い、言に冤酷を念い、深く悵嗟す可し。宜しく中書門下に委ねて骨肉を搜訪し、官秩を量命し、以て優恩を示すべし。如し外の州府に在れば、仍お所在の長吏に委ねて尋訪して聞奏せよ（P. 2696「中和五年三月十四日車駕還京大赦制殘卷」）。

等がある。これらの命令に應じて州が聞奏を行なった事例は確認されないが、その可能性はあったと見るべきである。と

いうのも、そうした特定の事項に關する州の直達の事例はそもそも記録に残りにくいからである。

次に、直接州に政令を下す直下について述べるが、これまた先の『資治通鑑』や『新五代史』の記事から見れば、唐朝が滅ぶ以前に既に殆ど施行されなかったのは疑いを入れない。ただその消滅の時期及び過程が問題になる。直下の場合、州の直達とは違つて、唐朝に自立の姿勢を見せる一部の地域を除けば、觀察使が干渉を行つたり阻止したりする可能性が極めて少ないのみならず、州がそれを拒むはずもないものである。従つて、その實施狀況や消滅過程等は、州への政令の傳達方式に關する唐朝の施策及びその變化を跡附けることによって、一應その輪郭が理解できると思う。

安史の亂中より觀察使が多かれ少なかれ州に對する政令の傳達過程に介入するようになったとしても、政令の州への直下に根本的な變動が起こつたとは見にくい。州への政令の傳達において觀察使が介在していたのは原則的にあくまで緊急時の便宜によるもので、それも亂の收拾等、新たに展開する事態に對應するための事項に限られたと思われる。とにかく、德宗貞元五年（七八九）に到り、改めて州への政令の傳達に關する規定が定められた。即ち『唐會要』卷五八尚書省諸司中左右司郎中の貞元五年正月の條に、

左司郎中嚴浚奏すらく、……其の急要の文牒、當道の進奏院に付して、本使に付送し、觀察使判官一人に委ねて發遣して州に送り、取領せば月日を具して先に報ぜんことを請う。常務は常式に依らんことを請う。……と。之に従う。

とあるように、唐朝が傳布する政令の中、「急務」は進奏院に附し觀察使を通じて州に發送し、「常務」は「常式」に従つて直接州に傳達するようにしたのがそれである。「常務」とは唐初以來行なわれていた州の一般的な行政に關わるものであり、「急務」とは主に新たに展開していた事態に關わるものであらう。つまりこの規定においては、觀察使の介在は未だ副次的なものに止まり、州への直下が依然として基本をなしたのである。しかし、觀察使の介在が法規により定められたのは唐末における直下の公式的な消滅に向けて大きな一步を踏み出したものであったとはいえる。このような規定が定められるようになった理由を求めれば、當時發達していた進奏院の活用という側面を挙げたい。進奏院は當初藩鎮が上

都に藩邸を設け留後を置いて邸務を掌らせたのに始まり、代宗大曆十二年五月に正式名稱が定まり、中央と本道の間に往來する官文書の取り扱い等の役割を務めていた。⁽⁵⁷⁾そして中央と藩鎮との交渉が増加するに従って、その文書傳達の組織も發達していた。進奏院が州に對する政令の傳達過程に入りこむようになったのも、このためであろう。

ここで、直下の狀況と關連づけて、州への直下を否認する説の根據をなす一つの史料を検討することにする。即ち『白居易集』卷六三策林二の二一人之困窮由君主奢欲の項には、次のような記事がある。

蓋し以えらく、君の命、左右に行われ、左右、方鎮に頒ち、方鎮、州牧に布き、州牧、縣宰に達し、縣宰、鄉吏に下し、鄉吏、村胥に傳え、然る後、人に至るなり。

と、皇帝の命令が中央↓藩鎮↓州へと傳わっているというものである。これが政令の傳達過程を表しているとすれば、少なくともその文章が書かれた憲宗元和元年（八〇六）頃において、政令が殆ど中央↓觀察使↓州の體系で傳達され、直下は既に施行されなくなっていたことになる。⁽⁵⁸⁾ところがこの記事が政令の傳達過程を表しているという點には疑問が抱かれる。なぜなら、皇帝の命令がさらに縣↓鄉↓村↓人の順に下るともいわれており、實際における政令の傳達を言い表しているというよりも、ただ皇帝の政令を實行に移す支配機構を順序に従って羅列した、觀念的な記述であると考えられるからである。實際元和元年以後にも、州への直下が行われていたことが確認される。即ち『韓昌黎集』卷三〇「唐故河南令張君墓誌銘」に、元和五年のことを傳えて、

度支、州に符して、民戸の租を折して、歲どし縣六千屯を徵す。比郡、命を承けて惶怖して、期日を立て、唯だ事に及ばずして罪を被らんことを恐る。君獨り疏して言うらくは、治、嶺下に迫り、民、蠶桑を識らず、と。月餘ありて、免符下る。

と、度支が諸州へ通牒を送って、税を徵收しようとしたところ、虔州刺史の張署だけがその免除を求める上奏を行なったことが見える。つまり元和年間において直下は依然として施行されており、中央と州との直接關係が持續されていたので

ある。

その後直下の施行状況及びその消滅時期は明らかでない。しかし、州への直下が地方行政上における州の地位と無関係ではなく、州の直達権が少なくとも宣宗の大中年間まで持續されたことから推して、大中年間までは存続したと推測される。その消滅の過程においては、直達の場合と同じく、觀察使の役割が益々強化されるに伴い、それも次第に縮小されていったのであろう。

今まで州の直達及び直下が實施された一般的な状況について見てきたが、唐後半期に入ってから州の直達・直下が殆ど行なわれなかった地域もあったことに留意しなければならない。この地域とはいわば河北三鎮を中心とする反逆の地を指すが、とくに河北三鎮においてはそれぞれ領土を世襲し、領内の戸口の申告や租税の上納も行なわず、管轄下の州縣官を勝手に任免するという有様で、⁽⁵⁹⁾強力な軍閥に成長した藩鎮が、管内諸州を半ば封領化して中央への直屬を斷っていた。従ってそれらの地域においては州の直達・直下が施行される餘地が殆どなかったのである。そのような州の直達・直下の消滅は藩鎮が實力により法規を越えて獲得した權力の不當な擴大の結果であって、法規上認められたものではない。唐後半期を通して州の直達・直下が完全に存在しなかったのは、いわゆる「河北の舊事」の傳統をつくっていたこれら河北三鎮においてのみである。それ以外の反逆の藩鎮においては反抗が續いた時期に限られる。逆に一時的に反抗を起した藩鎮が管下州を抑えきれない場合には、⁽⁶⁰⁾州の直達・直下も行われた筈である。

三 州の行政的地位と觀察使

唐後半期において州の直達及び直下が行なわれたとすれば、それが地方行政上において意義を有するのは當然である。通常、唐後半期における地方行政體系は道―州―縣の三級制であるといわれている。それは觀察使が州の上位の行政機關になったことに基づいており、確かに否めない事實である。ところが、州の直達・直下が行なわれていたことから見れ

ば、州が、觀察使の統轄を受けながらも、唐朝と行政的に直接關係を持っていたのも確かである。

この點をより明確にするために、まず從來州が直達・直下を通じて擔っていた役割を、觀察使がどの程度受けついで遂行していたかについて探る必要がある。但し州への文書傳達を巡っては前章で述べた程度しか明らかにすることができず、ここではただ觀察使が州の直達をどの程度受けついでいたのかを見てゆく。

觀察使が州縣政に關する上奏を行なった例は數多く見える。治州の刺史を兼ねる觀察使が刺史の資格でその州政に關して上奏を行なう場合も少なからずあったが、それは別として、前章での州の直達の舉例にならって民政の面から見れば、土木工事・官員の加減・災害の報告等に關して觀察使が上奏した事例がある。

太和五年七月に至り、（溫）造、復た河陽節度使と爲り、奏して懷州の古渠の枋口堰を浚い、役功四萬なり、濟源・河内・溫・武陟の四縣の田五千頃を溉ぐ（『唐會要』卷八九疏鑿利人）。

（太和六年五月）壬子、浙西の丁公著杭州の八縣の災疫を奏し、米七萬石を賑す（『舊唐書』卷一七下文宗紀下）。

（太和）九年九月、淄青觀察使王彥威、奏して、管内の縣丞二十九員を停めんことを請う。之に従う（『唐會要』卷六九州府及縣加減官）。

次は財政の面である。

（貞元）八年四月、劍南西川觀察使韋臯、奏して、税什の二を加えて、以て官吏に増給せんことを請う。之に従う（『唐會要』卷八三租稅上）。

（咸通二年春二月）鄭滑節度使檢校工部尚書李福奏すらく、屬郡の潁州、去年の夏に大雨なり、沈丘・汝陰・潁上等の縣、平地に水深一丈なり、田稼・屋宇は淹没して皆盡きたり。租賦を蠲かんことを乞う、と。之に従う（『舊唐書』卷一九上懿宗紀）。

この際、觀察使は徵稅過程において大きな發言力を發揮しており、徵稅の減免よりも引き上げを求める方が多い。また觀

察使は管内州縣の常平・義倉をも統轄して、

(開成元年十一月甲申) 忠武の帥の杜悰・天平の帥の王源中奏すらく、當道の常平・義倉の斛斗、元額を除くの外、別に十萬石を置かんことを請う、と『舊唐書』卷一七下文宗紀下。

等と、その運営に對して上奏を行なっていた。次は民政・財政以外の面であるが、これまた實に枚舉にいとまがないほどである。⁽⁶¹⁾

觀察使の管下の州縣政に對する上奏は、管見の限りに於いて州の直達の事例を上回っている。これをもつてしても、觀察使が州の上位の行政機關になっていたのは疑いを入れない。しかしながら、前章に見た通り、これらの事項に對して州も直達を行ない、觀察使と共にその役割を分かち合っていたのである。これを如何に理解すべきであろう。行政的に中央―道―州と共に、中央―州の系統が併存していたとみるべきではなからうか。

但しこうした二つの系統が、上奏の内容において、必ずしも劃然と區別されるのではないという點には注意を喚起したい。例えば、徵稅減免において、或る時は、

(開成) 二年三月壬申、妖星の見えるを以て詔して曰く、……楊(揚?)州・楚州・浙西管内の諸郡、聞くが如くんば、去年稍旱なり、人びと其の災に罹る。豈重ねて黎元を困らせ、更に誅斂を加うべけんや。爰に蠲除の令を布き、用つて拯物の情を伸べん。宜しく本道の觀察使に委ねて、兩稅戸の内の支濟せざる者に於いて、量議して矜減するべし。今年の夏稅錢物、貫毎に分數を作して蠲放し、分析(析?)して速奏せよ(『冊府元龜』卷九一帝王部赦宥一〇)。

と、觀察使に、或る時は、

(興元) 八年秋八月、江・淮・荆・湘・陳・宋より河朔に至り、連りに水災有り。十二月詔して曰く、……其の州縣府、田苗に五、六を損う者は、今年の稅の半を免じ、七分已上の者は、皆免ぜよ(『冊府元龜』卷四九一邦計部蠲復三)。と、州に、その放免と聞奏を命じている。また常平・義倉の賑給を行なう際に、或る時は、

（長慶二年閏十月）甲寅詔すらく、江淮の諸州、旱損頗る多く、所在米價、踊貴を免れず、疲困を眷言して、須く優矜を議すべし。宜しく淮南、浙西・東、宜歙、江西、福建等道の觀察使に委ねて、各々當道の水旱有る處に於いて、常平・義倉の斛斗を取り、時估に據り半價を減じて出糶して、以て貧民を惠むべし、と（『舊唐書』卷一六穆宗紀）。

と、觀察使に、或る時は、

（太和六年二月）戊寅、蘇・湖の二州に水あり、米二十二萬石を賑し、本州の常平・義倉の斛斗を以て給す（『舊唐書』卷十七玄宗紀下）。

と、州に、それぞれに詔敕を出しているのであるが、その内容において特に目立った差異は見せていない。

さて唐後半期において州が行政的に中央と直接關係を持っていたのは、州の直達・直下を通してだけではない。就中、中央政府に對する州の定期的報告は、地方行政體系を採る上で見逃せないものである。まず州による州縣の官吏に對する考課報告を見よう。觀察使が置かれ、管下州縣の官吏に對する考課を査定し報告するようになった後も、刺史は州内官吏に對する考課を依然として報告した。德宗貞元元年十二月の敕には「本州の申す中上考なる者」⁽⁶²⁾云々と見えているが、特に宣宗大中六年七月になされた考功の上奏はそれを如實に窺わせる。即ちその中には、

近年、諸州府及び百司の官長の書く所の考第、寮屬並びに知るを得ず、升黜の間、當否を辨ずる莫し。今より已後、考を書きて後に、但だ請うらくは、勅名して本司・本州に牒して、本司・本州の門に懸くること三日とし、其の外の縣官は、則ち當日に縣に下さん、と。如し升黜に不當有らば、便ち披陳するに任せ、其の考第、便ち改正を須ちて、然る後に省に申すを得。……又、近日諸州府の申す所の考解、皆善最を指言せず、或いは漫りに考秩を稱し、或いは廣く門資を説き、既に令文に乖き、實に繁弊たり。今より以後、如し此の色有らば、並びに令に准りて其の考第を降さんことを請う（『唐會要』卷八二考下）。

と、僚佐も知らないうちに刺史が官吏の考課を付け、また多くの場合、その考課に誇張が入っている現實に對する指摘等

があり、大中年間に州が中央に考課を報告している状況を窺わせる。大中六年といえ、觀察使が州の主要な直達權を握るようになってきた時期である。その時に州が官吏の考課を付けた「考解」を報告していることは、州の定期的報告が唐末にも持續されたことを物語る。次に擧げるべきは、計帳使の存続である。計帳使は州の計帳を持って上京し州の上計を行なう任務に当たっていたが、安史の亂によって一時中絶された後、德宗建中元年十一月に再び復活された。但しその時だけは朝集使が同伴して入計を行なった。以後も計帳使が上京したと考えられるが、それは青山定雄氏が既に提出された史料に「郡吏上計」・「隨計京師」というのが見え、また敬宗長慶四年三月に出された大赦文を見れば、⁽⁶⁴⁾

今より已後、州府の申す所の戸帳及び墾田頃畝、宜しく見徴の税に據りて案じて定めを爲すべし。後に戸部と類會して、單數を具して聞奏せよ（『冊府元龜』卷九〇帝王部赦宥九）。

とあることから確認される。次には、諸州が兩税を徵收する際に、その度に中央の省司にそれを報告したことを指摘しておく。その證左を一つ擧げれば、『文苑英華』卷四二三に載る「會昌二年四月二十三日上尊號赦文」に「州府の兩稅物の斛斗、年毎に各々定額有り、徵科の日に皆省司に申す」と見える。

なお、州は定期的な報告以外にも、隨時出される唐朝の政令または指示に従って中央に申報すべきであった。これもまだ州が中央政府と直接關係を維持していたことを表す重要な表徴であり、例えば、

大曆十三年正月敕すらく、造僞及び光火・強盜等の賊を捉獲して、合に上考とすべき者、本州府當に刑部に申すべし、と（『唐會要』卷八一考上）。

開成元年二月、中書門下奏すらく、……建中の初め、敕して、常參官及び外五品以上、替わりし後に擅に京師に至るを得ず。今より已後、請うらくは、舊章に據りて、刺史及び五品以上の常參官、在外の應ゆる受替して任を去るもの、徵詔有るに非ざれば、京に到るを得ず。宜しく所在の州府に委ねて、其の由歷を取り、兩月毎に一度、驛に附して中書門下に申すべし。……と。敕旨、奏に依るべし、と（『唐會要』卷六八刺史上）。

等の類がある。

つまり、唐後半期において觀察使が州を統轄する地方最高行政機關になり、州がその屬州になったにもかかわらず、一方において、州は依然として中央と直接關係を維持し、中央に直屬していた。いかえれば、州は地方行政上において從來の最高機關的な性格をある程度保持していたのである。勿論一般の諸州が觀察使の統轄を受けない華州・同州など、いわゆる特定の直屬州と嚴密に區別されるべきはいうまでもあるまい。

おわりに

唐後半期において州の直達が行なわれていたことは、即ち灌漑水路・道路の開拓、官職の復置、災害の狀況、徵稅の減免、常平・義倉の使用等のための上奏等により確認される。また州への直下が實行されていたことも跡附けられる。これは、觀察使が州を統轄する道—州—縣の行政體系が成立したにもかかわらず、中央と州との關係が依然として持續され、従つて中央—州の行政體系が存在したことを意味するものである。なお、このような行政體系は諸州が中央に實務的一般報告を多岐にわたりに行なっていたことにおいても確かめられる。しかし河北三鎮等の一部の地域においては觀察使の不當な權力の擴大により、中央と州との行政關係が殆ど斷絶されてしまう事象が見られる。

さて、こうした州の直達も唐初のように、または唐朝が期待する通り行なわれたのではなく、唐末になるにつれて法規的に次第に縮小され、やがては殆ど施行されなくなり、直下も基本的に同じ道を歩んだ。州の直達・直下がこのような展開を見せるようになる背景には種々の要因があつたであろうが、それを唐後半期における唐朝の藩鎮や觀察使政策という側面を通して展望すれば次のようになる。

安史の亂後唐朝の權威失墜に便乗して、藩鎮即ち觀察使が中央と州の間を遮斷しながら大いに分權的姿勢を強めていた。そうした事態に對應するために、唐朝が州との直接關係の強化を試み、州の直達・直下を持續しようとするのも必至

であった。ところがその後、憲宗による藩鎮討伐、また財政・軍事上の一連の改革が成功を収めてからは、州の直達の實現のための唐朝の執着がむしろ弱まる面を見せ始める。それどころか、かえって唐朝が自ら政策的に州の直達・直下の縮小を進めるようになる。就中、州の主な直達權を觀察使に移す宣宗大中三年二月の處置の影響は大きかった。それは結局、觀察使の持つ両面性、及びそれに對應する唐朝の政策という觀點により理解できよう。從來の地方使職の流れを汲んだ觀察使は、地方支配力を確保するという必要性によって設置されたが、その反面、過大な勢力に發展する危険性を潜在的に持っていた。換言すれば、觀察使は相矛盾する二つの性質、即ち唐朝を支えるという有效的側面と、その中央集權力を弱化しうる側面とを同時に具えた存在であった。大掴みにいって、觀察使の跋扈性が顯著になった時には、唐朝が州の直達・直下の實現に努力し、その跋扈性がそれほど問題化しない時には、本來の有効な側面を利用しようとしたのである。

ところが藩鎮の自立性が目立ってくる五代になると、觀察使に頼るべきところが殆どなくなり、各王朝は直接に諸州を管轄しようと試みるようになる。これが五代において直屬州が擴大される所以であり、さらに宋以後の中央集權的地方行政體制にも繋がっていく。

本稿は州の直達・直下が實在したということを主に取り上げ、國家史の立場で、唐後半期における地方行政體系の性格、また自ずとその過程において藩鎮體制の一側面を論じたものである。そうしたことをより明確にするためには、地方行政體制上における觀察使の地位及びその役割⁽⁶⁷⁾、また觀察使と州との政治的行政的關係、さらにそれに前後する時期の地方行政體制との關係等に對する考察が必要にならう。これらの點は今後續いて追求してゆきたい。

註

(1) 日野開三郎『支那中世の軍閥』(三省堂、一九四二)、のち

『日野開三郎東洋史學論集』第一卷、三一書房、一九八〇に
收録 以下『日野開三郎東洋史學論集』は『日野論集』と稱

す) 及び「藩鎮體制と直屬州」(『東洋史學』四三・四、一九

六一 以下①論文と稱す)、及び「觀察處置使について―主として大曆末まで―」(『日野論集』第三卷、一九八一以

下②論文と稱す）等の一連の論文、程志・韓濱娜『唐代的州和道』（三秦出版社、一九八七）八七一—一〇五頁、張國剛『唐代官制』（三秦出版社、一九八七）一二八—一三三頁、楊子六『中國歷代地方行政區畫』（中華文化出版、一九五七）一九六—二〇四頁等。なお、直接には述べないけれども、同じ立場で地方行政を取り扱っているのも多数ある。

(2) 州が直接上奏または聞奏等を行うことを指す。史料には主に「專達」・「專奏」として現れるが、日野開三郎氏の例にならって「直達」と呼ぶ。

(3) 日野開三郎①論文四—八頁及び②論文二二四—二二七頁、呂思勉『隋唐五代史』下（中華書局、一九五九）一〇九六頁、程志・韓濱娜註（一）著書九二頁、張國剛註（一）著書二二頁。

(4) 例えば重鎮を設け唐朝に自立の姿勢を見せ続けた河北三鎮、財源地として唐朝を支えた江淮の藩鎮等は、その代表的なものである。諸藩鎮をその特定の観點により類型別に分類する試みも行なわれている。即ちD・トキチエット「唐末の藩鎮と中央財政」（『史學雜誌』七四—八、一九六五）、大澤正昭「唐末の藩鎮と中央權力—德宗・憲宗期を中心として—」（『東洋史研究』三三—二、一九七三）、張國剛「唐代藩鎮的類型分析」（『唐代藩鎮研究』湖南教育出版社、一九八七）、楊子六註（一）著書二〇四—二〇五頁。

(5) 河北三鎮の他にも、藩鎮が反唐朝的な側面を保持し唐朝の支配力を弱める作用をしたことは所々で確認されており、藩鎮に反唐朝性があるのは否めない事實である。それにして

も、藩鎮に對する從來の研究が、兩者を對抗關係で捉え「抑藩振朝」の様態を追求した日野開三郎氏以來、藩鎮と唐朝との關係をあまりにも相離反する實體として捉えているのではないかという印象を免れない。ここで注目されるのが中砂明德氏の論文である（『後唐唐朝の江淮支配—元和時代の一側面—』『東洋史研究』四七—一、一九八八）。氏は、宮崎市定氏により打ち出され瀾波護氏により受け繼がれていた國家論の觀點を藩鎮研究に取り入れ、藩鎮體制を唐朝體制の崩壞という一面において捉えるのでなく、支配體制の轉換とかわらせようと試みている。いいかえれば、唐朝と藩鎮との共存關係を探しだそうとしたのである。但し氏の考察は、時期的には安史の亂後の動搖がおさまり王朝支配が再建された憲宗期に、また地域的には王朝體制の中に「順地」として位置づけられる江淮の藩鎮に絞られており、藩鎮全體（藩鎮體制）に對するものではない。

(6) 州の直達及び州への直下における文書の内容や性格に關しては、中村裕一氏の大著『唐代制勅研究』（汲古書院、一九九一）及び『唐代官文書研究』（中文出版社、一九九一）に譲る。

(7) この三つは、王壽南『唐代藩鎮與中央關係之研究』（大化書局、一九七八）一二四頁、谷川道雄『唐代の藩鎮について—浙西の場合—』（『史林』三五—三、一九五二）七九頁、日野開三郎②論文一八四頁等にそれぞれ個別的に述べられているものである。なお、地方使職を始めとする「使職」全般の發達を論じたものに、矢野主税「『使』制度の發生について」

『史學研究』二二—二、一九四〇、薛明揚「論唐代使職的功能與作用」(『復旦學報』社會科學版一九九〇—)等がある。

- (8) 『資治通鑑』卷二二〇睿宗紀景雲二年六月條、『唐會要』卷六八都督府景雲二年六月二十八日條、『舊唐書』卷一〇〇王志愔傳、『新唐書』卷四九下百官志四下。

- (9) 即ち玄宗開元元年九月に罷められて、同二年閏二月にまた置かれ、同四年十二月にまた罷められて、同八年五月に再び置かれ、そして同十二年五月に停止され、同十七年五月にまた置かれる等の曲折を経た。日野開三郎②論文一八四頁の「按察使置廢表」参照。

- (10) 『唐會要』卷七八諸使中採訪處置使大曆十二年五月條。

- (11) 日野開三郎②論文二〇三—二〇四頁參照。

- (12) 敦煌發見の開元二十四年の岐州鄜縣尉某助の判辭集(2879)に次のような例がある。

新剋勾徵使責遲晚第卅一(一)？。岐下九縣、鄜爲破邑、有壤地不能自保、日受侵吞。有彫戶不能自存、歲用奔走。況加之以師旅。因之以飢饉。遇之以疫癘。觀之以流亡。安得翊爾之郡、坐同諸縣之例。應徵之數、敢不用甘、取納之期、實即多權。具狀牒上採訪使並錄申(唐開元二十四年九月岐州鄜縣尉□助牒判集)、『敦煌社會經濟文獻真蹟釋錄』第二輯、全國圖書館館文獻縮微複製中心、一九九〇。

- (13) 井上以智爲「唐十道の研究」(『史林』六一三、一九二二)二七一—二九頁參照。

- (14) 日野開三郎氏の場合は、採訪使が管内州縣官に對する糾察の任を越え、事實上の道の行政長官たる實體に發展したとされる(②論文一八八及び一九九頁等)。

- (15) 谷川道雄註(7)論文七七頁參照。

- (16) 池田溫氏は關内道や河南道の兩畿において採訪使が州の上位機關としての機能を發揮していたと指摘されている(『採訪使考』『第一屆國際唐代學術會議論文集』臺灣學生書局、一九八九、八八頁)。

- (17) 日野開三郎「唐代藩鎮の跋扈と鎮將」(『東洋學報』二六—四、二七一—二・三、一九三九—一九四〇、のち前掲『日野論集』第一卷に收録)參照。

- (18) 『白居易集』卷六三策林二の三四牧宰考課の項。

- (19) 『冊府元龜』卷六四帝王部發號令三。

- (20) 『唐會要』卷六九都督刺史已下雜錄永泰二年九月二十二日條。

- (21) 『冊府元龜』卷九〇帝王部赦宥九。

- (22) 例えば、代宗永泰二年九月に、刺史が犯罪を犯した時、中央からの「魚書」が降った後その職務を停止するように命じたが、多くの場合施行されなかった。同大曆十二年五月には、刺史の離任時も降った後行うべきことを命じたが、これまた多くは施行されなかった。これらは唐朝が安史の亂による打撃から未だ回復していない時期のことである。それも、德宗が藩鎮抑壓政策に失敗し、藩鎮が跋扈を極める事態に到って殆ど廢止されてしまった。この魚書は德宗貞元三年十月に到り漸く施行され始めるようになる(『唐會要』卷六九都

督刺史已下雜錄永泰二年九月二十二日條。

日野開三郎氏は前掲等の一連の論文を通じて、藩鎮の權力機構それ自體の生成・發展・没落の必然的展開に基づき、兩税法創設までを藩鎮の發展期、憲宗改革までを極盛期、唐末までを弱體期、五代を終焉期とする觀點を示される。

- (23) 『冊府元龜』卷六八帝王部求賢二代宗寶應元年九月條に「詔、……自頃中原多故、汔末小康、州縣屢空、守宰多闕、攝官承乏者、頗無舉職之能、懷才抱器者、或有後時之嘆」とある。

- (24) 宮崎市定『大唐帝國』（世界の歴史7、河出書房、一九六八、のち中公文庫、一九八八に收録）三七五—三七八頁及び『中國史』上（岩波書店、一九七七）二八五—二八七頁、礪波護「唐の律令體制と字文融の括戸」（『東方學報』京都四一、一九七〇、のち『唐代政治社會史研究』同朋舍、一九八六に收録）二六四—二六五頁。

- (25) 『舊唐書』卷二四禮儀志四。『唐會要』卷五三雜錄元和二年七月條。『唐會要』卷七七諸使上永貞元年八月條。『唐會要』卷七九諸使下大中六年十二月條。

- (26) 『唐會要』卷六九都督刺史已下雜錄、
敕、今冬入考刺史、自今已後、並宜停。

- (27) 『唐會要』卷六九都督刺史已下雜錄乾元元年六月六日條。即ち「至大曆十四年六月一日、敕、諸州刺史・上佐、並許每年入計。至七月四日、敕、宜起十五年已後、已依常式」とある。

- (28) 『唐會要』卷六九同右、

- (29) 敕、各委本州、定上佐入考。

『冊府元龜』卷一〇七帝王部朝會一德宗建中元年十一月辛酉朔條、

朝進士（朝集使？）及貢士見於宣政殿。兵興以來、四方州府不上計内外不會同者二十有五年、至此始復舊典。凡州府計吏至者一百七十有三。又、命朝集使二人每日待制。

- (30) 『舊唐書』卷一二德宗紀上、『唐會要』卷二四受朝賀的同年同月條にも同じ内容が見える。

- (30) 『通典』卷七四禮典賓禮一天子受諸侯藩國朝宗觀遇、至建中元年十二月、敕、每州邸舍、各令本郡量事依舊營置。

一方、『唐會要』卷二四諸侯入朝貞觀元年十一月條の下には建中元年十月となっている。

- (31) 『通典』卷七四同右。建中元年十二月の朝集使のための宿舍建造の記事に續いて、
至（建中）二年五月、戶部奏、若令州府自買、事又煩費。伏請以官宅二十所、分配共住、過事却收。敕旨、宜依。
とある。

- (32) 『唐會要』卷二四諸侯入朝建中二年七月二十二日條、
敕、諸州府今年朝集使、宜且權停。其貢物及文解等、准例令考典赴上都。

- (33) 『舊唐書』卷一二德宗紀貞元三年三月庚寅條、
詔今年朝集使宜停。

(34) 青山定雄氏や曾我部靜雄氏は、建中二年までの朝集使の存在を確認されながら、以後は事實上廢れていったといわれる。青山氏「唐代の驛と郵及び進奏院」(『唐宋時代の交通と地誌地圖の研究』吉川弘文館、一九六三)九二頁、曾我部氏「上計吏と朝集使」(『中國社會經濟史の研究』吉川弘文館、一九七六)三九四頁參照。

(35) 日野開三郎「藩鎮時代の州税三分制について」(『史學雜誌』六五—七、一九五六、のち『日野論集』第四卷、一九八二に收録)、松井秀一「裴垍の税制改革について」(『史學雜誌』七六—七、一九六七)參照。

(36) 日野開三郎註(17)論文參照。

(37) 谷川道雄註(7)論文七九頁。

(38) 德宗の反動性は朝集使の召集のみならず、府兵制を復活しようとし、また當時實質的に財政權を握っていた度支・轉運使等の使職の代わりに、金部・倉部等を一時的に復活したことにより窺える(『資治通鑑』卷三三「德宗紀貞元二年八月條、同書卷二二六建中元年三月條、『舊唐書』卷四九食貨志下、『資治通鑑』卷三三「德宗紀貞元二年正月及び十二月條等。)

(39) 一般に憲宗の政策は德宗のそのの延長上にあると認識されており、朝集使の廢止に關しても同じである。即ち青山定雄氏や曾我部靜雄氏の註(34)論文それぞれ同頁參照。

(40) 註(3)の論著は皆この記事等を引用し、州の直達及び直下を否定する根據としている。

(41) 『元次山文集』卷一〇「奏免科率狀」及び「奏免科率等狀」。

(42) 『資治通鑑』卷二四二「穆宗紀長慶二年四月條、

江州刺史李渤上言、度支徵當州貞元二年逃戶所欠錢四千餘緡、當州今歲旱災、田損什九。陛下奈何於大旱中徵三十六年前逋負。詔悉免之。

(43) 船越泰次「唐代後期の常平義倉」(『星博士退官記念中國史論集』星城夫先生退官記念事業會、一九七八)。

(44) 『白居易集』卷六六判「得丁爲郡歲凶奏請賑給百姓制未下散之本使科其專命丁云恐人困」。

(45) 『劉禹錫集』卷一五表章五「蘇州謝賑表」。

(46) その例は、『全唐文』五一「李吉甫「忠州刺史謝上表」、『文苑英華』卷五八五表三三「柳州刺史謝上表」、『劉禹錫集』卷一四表章四「和州謝上表」等、多數。なお唐後期における州の軍職に關しては、宮崎市定「宋代州縣制度の由來とその特色」(『史林』三六—二、一九五三、のち『宮崎市定全集』一〇、岩波書店、一九九二に收録)、嚴耕望「唐代府州僚佐考」(『唐史研究叢稿』新亞研究所、一九六九)參照。

(47) 日野開三郎①及び②論文等參照。

(48) 例えば『韓昌黎集』卷三三碑誌「柳子厚墓誌銘」に次のようなものがある。

子厚(柳宗元)得柳州。……其俗以男女質錢。約不時贖、子本相侔、則沒爲奴婢。子厚與設方計、悉令贖歸。其尤貧力不能者、令書其傭、足相當、則使歸其質。觀察使下其法於他州、比一歲、免而歸者且千人。

(49) 例えば『資治通鑑』卷二二六「代宗紀大曆十四年八月條に次のような例がある。

初、衡州刺史曹王臯有治行、湖南觀察使辛京杲疾之、陷以法、貶潮州刺史。

- (50) なお、德宗貞元十二年十月に號州刺史の崔衍が行った上奏の中には、次のようなものも見える。

臣伏見比來諸州論百姓閒事、患在長吏因循、不爲申請、不患陛下不優恤、患在申請不指實、不患朝廷不矜放云々

〔唐會要〕卷八三租稅上。

- (51) 第一章で引いた『唐會要』卷八四雜錄元和六年二月條。

- (52) 諸州はその四節の時に進奉も行っていた。即ち『資治通鑑』卷二六德宗紀建中元年四月の條に、

代宗之世、毎元日・冬至・端午・生日、州府於常賦之外競爲貢獻、貢獻多者則悅之。武將・姦吏、緣此侵漁下民。

とあり、さらにその胡三省の註に、

自代宗迄于五代、正・至・端午・降誕、州府皆有貢獻、謂之四節進奉。

とある。詳しくは、宮園和禧『唐代貢獻制の研究』（九州共立大學地域經濟研究所、一九八八）及び曾我部靜雄「唐の貢獻制度」（前掲『中國社會經濟史の研究』）参照。

- (53) 『文苑英華』卷五六〇表八「爲吉州太守賀赦表」（德宗）、『劉禹錫集』卷一四表章四「慰國哀表」及び「賀龍飛表」等、多數。

- (54) 中村裕一氏は、否決された奏請が史料として残されるとは考え難い、といわれる（『官文書』池田溫編『敦煌漢文文獻』大東出版社、一九九二）五三六頁。

- (55) 黃巢の亂が起こり、一部の地域を除いた諸藩鎮が大いに自立化しながら、強い地域的・分權的性格を有するようになってから、中央と州との關係が決定的に離れてしまったのではないかとも思われる。

- (56) 劉俊文『敦煌吐魯番唐代法制文書考釋』（中華書局、一九八九）に據る。

- (57) 青山定雄註（34）論文九九一—一〇一頁等。

- (58) 日野開三郎①論文五頁及び②論文二二六頁。

- (59) 『資治通鑑』卷二五五代宗紀大曆十二年十二月條。

是時、田承嗣據魏・博・相・衛・洛・貝・澶七州、李寶臣據恆・易・趙・定・深・冀・滄七州、各擁衆五萬、梁崇義據襄・鄧・均・房・復・郢六州、有衆二萬、相與根據蟠結、雖奉事朝廷而不用其法令、官爵・甲兵・租賦・刑殺皆自專之。

- (60) 憲宗元和二年に淮西節度使の李錡が兵を擧げた時に、まず麾下の鎮將に命じて管内の諸州を制壓させようとしたが、その中の二鎮將がかえって刺史に討たれてしまったこと等は、その例にあたる（『舊唐書』卷一二二李錡傳）。

- (61) 例えば『冊府元龜』卷二五帝王符瑞端四元和七年十一月條。

東川觀察使潘孟陽上言、龍州武安川畚田中、嘉禾生、有麟食之、復生、麟之來、一鹿引之、群鹿隨焉云々。

- (62) 『唐會要』卷八一考上。

- (63) 青山定雄註（34）論文註（60）。

- (64) 『小畜集』卷二〇序「商於驛記後序」、『太平廣記』卷一八

二貢舉五處暨條。

(65) 日野開三郎①論文一一一五頁參照。

(66) 直屬州の擴大の實情に關しては日野開三郎①論文一五頁以下參照。なお、それら新たに置かれた直屬州は藩鎮と同じく進奏院も設けた。即ち『事物起原』卷六會府臺司部進奏院條に「五代支郡、聽自置邸、國(宋)初緣舊制、各置進奏院」と、『續資治通鑑長編』卷三三太平興國七年十月條に「五代以來、支郡不隸藩鎮者、聽自置邸、隸藩鎮者、則兼領焉。國

初緣舊制、皆本州鎮署人爲進奏官」と見える。

(67) こういう面での觀察使の實體は未だ不分明の點が少なくない。

(68) これに關しては、中央と州との關係が殆ど斷たれてしまつたと見た故か、通常、觀察使による州の掌握、それとも州の觀察使への傾斜の側面だけが大いに強調されている。即ち日野開三郎氏の前掲の一連の論文、王壽南註(7)著書一二三—一三三頁等參照。

last years of the Later Han. The author calls it the 'proto-dudu.' It was not ranked along with the preexisting military offices like *sima* 司馬, *xiaowei* 校尉, *zhonglangjiang* 中郎將, etc., but was one of the private military posts of the regional warlords, and its essential function was to maintain military discipline. This kind of 'proto-dudu' appears in Cao Cao's army under the title of 'shichijie-hangdudu-dujun 使持節・行都督・督軍'. Previously, the regional governors (*zhou-mu* 州牧), who were the regional inspector (*zhou-cishi* 州刺史) concurrently holding the imperial-commissioned authority of 'shichijie-dujun 使持節・督軍' for suppression of rebels, had been sent out by the Later Han government to reestablish military control after the Yellow Turbans Rebellion. The *dudu* system of the Cao-Wei administration originated in the integration of the 'proto-dudu' as an unofficial post in Cao Cao's army with the legally commissioned authority of the regional governors.

THE SYSTEM OF LOCAL ADMINISTRATION DURING THE SECOND HALF OF THE TANG DYNASTY —ZHIDA 直達 AND ZHIXIA 直下 COMMUNICATION—

CHEONG Byungjun

The history of Tang local administration can be divided into two periods, with the An Lu-shan's Rebellion of 755—763 as the dividing point. In the first half of the dynasty, prefectures and districts administered local government. During the second half, surveillance commissioners 觀察使 were established in circuits 道 above the prefecture level, and a three-tiered system of circuit-prefecture-district emerged.

It is commonly asserted that the establishment of surveillance commissioners had an effect contrary to their original purpose of strengthening central government control; because they served concurrently as military commissioners, surveillance commissioners were able to extend their power unlawfully, and direct contact between the central government and prefectures was severed. Yet, in fact, those administrative links were

not completely severed. As an illustration of those ongoing links, I would like to call attention to the direct transmission of memorials from prefecture up to the throne (zhida 直達) and of orders from the central government down to prefecture (zhixia 直下), the existence of which is confirmed by a number of evidences cited in this paper. Moreover, a large number of other administrative contacts can be observed. During the latter half of the Tang, the direct links between the central government and prefectures existed side-by-side with the three-tiered link of the central government-circuit-prefecture. This co-existence of two separate channels of communication provides a new perspective which can further contribute to an understanding of the military commissioner system.

LIN-FU CIRCUIT 麟府路 DURING THE NORTHERN SONG PERIOD

HATACHI Masanori

Lin-Fu circuit was a military circuit composed of three prefectures, Linzhou 麟州, Fuzhou 府州, and Fengzhou 豐州 situated on the Northern Song border. It was a strategic point at the juncture of the borders of the Song, the Liao and the XiXia, inhabited by a mixture of various non-Han peoples.

The political leaders in Lin-Fu circuit, like the Tangut Zhe 折 clansmen of Fuzhou and the Wang 王 of Fengzhou, were given positions of hereditary officials because of their local influence and their powerful clans. Furthermore, they had a hold upon many of the local tribes and pursued trade relations with them both inside and outside of the border areas. Local administration in Lin-Fu circuit was based on the initiative of these native men of influence. As extraordinary as this may seem when viewed in the context of the circuits located in the hinterland, it was actually fairly typical of the military circuits located along borders of the Northern Song.